

厚生発 0401 第 22 号
7 輸国第 4820 号
令和 8 年 4 月 1 日

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 長
特 別 区 長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)
農林水産省輸出・国際局長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

今般、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働省・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。)について、輸出先国の規制等を踏まえ、手続規程の別紙リスト並びに別紙 EU-S1「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」、別紙 KR-S1「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」及び別紙 BR-S1「ブラジル向け輸出水産食品(食品衛生)の取扱要綱」を、下記のとおり改正しますので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知等について特段のご配慮をお願いします。

記

1 改正の概要

(1) 手続規程の別紙リスト

- ・別紙 EU-S1-1 英国及び欧州連合向け輸出生食用生鮮養殖クロマグロの寄生虫に関する基準の廃止
- (2) 別紙 EU-S1「英国、欧州連合、スイス及びノルウェー向け輸出水産食品の取扱要綱」
- ・認定施設の定期的な確認の頻度の変更
 - ・残留動物用医薬品等のモニタリングにおけるサンプリング実施主体等の変更
 - ・生食用生鮮養殖魚の寄生虫に関する基準の策定
 - ・水産物の衛生基準への無機ヒ素の追加
 - ・生産海域の閉鎖が行われた場合等における二枚貝の取扱いの策定
 - ・その他、所要の改正
- (3) 別紙 KR-S1「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」
- ・衛生証明書の発行方法の変更
 - ・その他、所要の改正
- (4) 別紙 BR-S1「ブラジル向け輸出水産食品（食品衛生）の取扱要綱」
- ・衛生証明書の申請事項の変更

2 運用上の注意

上記1(2)の改正事項のうち、認定施設の定期的な確認にあつては、令和元年7月31日付け薬生食監発0731第1号「対EU輸出水産食品の取扱いについて」の3の趣旨を踏まえ、地方自治体の指名食品衛生監視員が行う監視及び地方厚生局の輸出水産食品検査担当官が行う査察は、原則として、同頻度で同日に実施すること。

3 その他

令和7年7月8日付け事務連絡「大韓民国向け輸出水産食品の衛生証明書発行業務の適正化について」は廃止する。